2021 年 2 月 14 日 №15

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

この通信発行間際の２月 12 日、突然のニュースが入ってきました。関西電力の森本社長と梶山経産相らが福井県の杉本知事と面談し、直近では 2020 年末と約束していた使用済み核燃料の中間貯蔵施設の計画地決定について、2023 年末を最終期限にして取り組むことを約束したそうです。それまで２年間は計画が白紙でも 40 年超３原発を稼動させてほしいということ。杉本知事も受け入れたので、早くも今月 16 日から始まる県議会で老朽原発再稼動の議論が始まります。県の同意はなんとか食い止めなければ！

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】1／28 高浜１・２号第 17 回
＋美浜３号第 15 回　口頭弁論

――――――――――――――――――――――――――――■

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中の期日となりましたが、今回も福井や関西からのご参加含めて多くの方が駆けつけてくださいました。高浜の方は２名ほど傍聴席に入れませんでしたが、美浜は全員入ることができ、ほぼ満席となりました。

今回、午後の美浜の裁判までは少し時間が空くため、その時間を利用して、各地の取り組みを報告していただく機会を設けました。特に 2/9 に福井県主催で開催される県民説明会に向けた取り組みについて情報共有することができてよかったです。

この説明会は、原子力規制庁が基準地震動の策定と美浜３号機、高浜１、２号機の審査結果について説明するというもの。福井の住民のみなさんから、基準地震動について規制庁に一方的に説明させるだけではなく、基準地震動に「ばらつき」が考慮されていないから違法と断罪した大阪地裁判決を勝ち取った原告にも説明させるべきだと県に申し入れをする予定との報告がありました。

その大飯原発 3,4 号機の設置変更許可取消判決について、原告の小山さんから解説もしていただきました。基準地震動で「ばらつき」が考慮されていないのは、美浜原発も高浜原発も同じで、ばらつき＝例えば１標準偏差分を考慮すると、美浜原発の基準地震動は現行の９９３ガルが１３３０ガルに、高浜原発は現行７００ガルが１１００ガルに跳ね上がるとのことです！（詳しくは美浜の会ホームページ資料参照）＜福井県の説明会については後述＞

《高浜１・２号機裁判》

午前の高浜１・２号機裁判では、弁護団老朽化班長の小島寛司弁護士が、原子炉容器の中性子照射脆化の問題について、被告側への反論とこれまでの主張を補強するプレゼンを約 30 分に亘り行いました。

原子炉容器の 40 年超運転での健全性を評価するには、実機に予めセットされた監視試験片を使った主に２種類の試験の結果が必要です。しかし、被告（規制委）はこの試験結果（原データ）とその評価過程の妥当性を検証もせず参加人（関電）の最終結果をうのみにして審査を通しました。そのため原告は、審査には過誤欠落があると指摘し、これら原データを公表するよう文書提出命令の申し立てをしているところです。

規制委側は反論の中で、そんな細かいことまで確認する法的義務はない、人的物的資源は限られていて無理、関電には品質保証体制の確立義務があり信頼性は担保されているからいいのだと開き直っており、関電も原データの公表を拒んでいます。

小島弁護士は、実用炉規則と運用ガイドの文言からも、申請には試験結果（原データ）の記載が求められているのは明らかであること、試験結果は健全性の評価を左右する重要なデータであること、そして開示されるべき原データの数は多くなく、追加的な人的物的資源は不要だということを理路整然と説明しました。さらに、関電がこれまで示した評価には不自然なところがあり、正確性に疑いがあるので、規制委は原データを確認すべきであったと述べました。

原データとは、脆性遷移温度の将来予測に必要なシャルピー試験の実測値と、原子炉容器の衝撃に対する耐力の予測に必要な破壊靭性試験の実測値です。

シャルピー試験の実測値を元に脆性遷移温度の上昇量を導き、国内脆化予測法による計算値をこれで補正して将来の予測値を出しますが、試験回次あたり測定する試験片は４４体にすぎません。また破壊靭性試験の結果は、原子炉容器が熱衝撃で壊れるかどうかを見る破壊靭性遷移曲線（下限包絡線）の設定に決定的に影響しますが、申請書に出ている原データは一部のみ。しかし全データを出しても増えるのは７点程だけですから、それらを記載させ確認することは難しくないはずです。

規制委は行うべき審査を行っていなかったことが小島弁護士の陳述でよくわかりました。

《美浜３号機裁判》

午後の美浜３号機の裁判では、まず、弁護団火山班班長の中野宏典弁護士が、火山灰の影響や火山灰濃度の問題について説明しました。

規制委員会の審査では、火山灰の影響として主に非常用ディーゼル発電機の吸気フィルターの目詰まりのことが取り上げられていますが、火山灰の影響は多岐に渡り深刻な問題が他にもあることを指摘しました。非常用ディーゼル発電機にしても、フィルターは一定以上の大きさの火山灰しか捕捉できないので、通過した微細な粒子が機関内に侵入した場合、シリンダを摩耗させてしまうなどの問題もあります。それ以外でも、取水設備の機能喪失、中央制御室の電装系への付着による制御不能についても審査では十分な検討・確認がされていません。

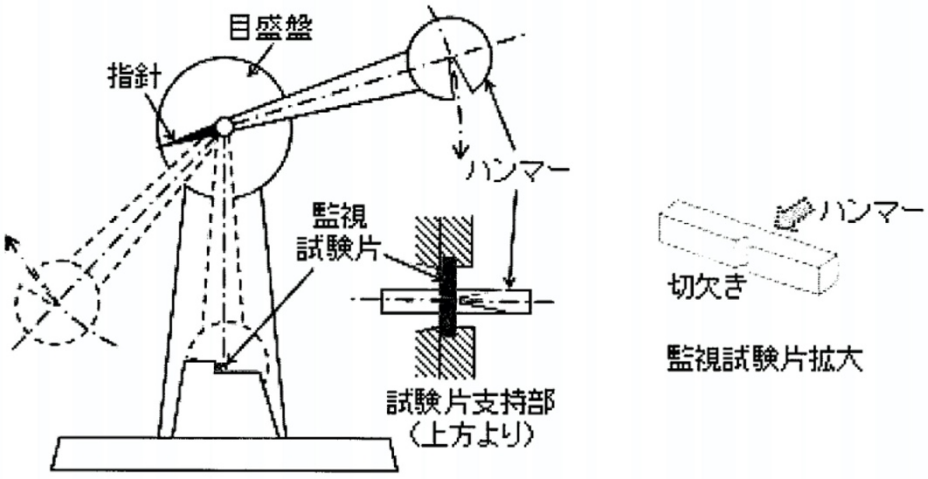

【図表５　シャルピー衝撃試験のイメージ図】

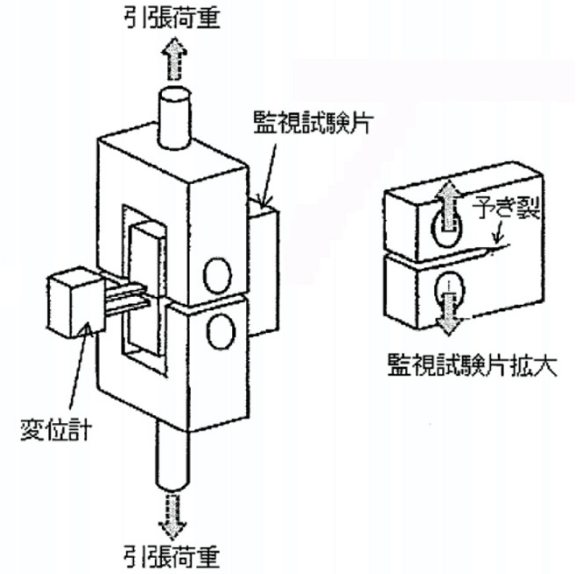

【図表６　破壊靭性試験のイメージ図】

＜図はいずれも参加人・関電の準備書面より＞

さらに火山灰濃度については、美浜３号機を合格にした当時の火山ガイドが不合理なのは、その後に規制委自身が改正したことから、説明の必要がないほど明らかで、火山灰濃度は当初からこれまでに1000 倍くらい引き上げられたが、改正後のガイドも専門家の意見を正しく反映せず、規制委が勝手に非保守的に修正してしまっていて不合理であることを説明しました。

後半は、北村弁護団長が、この間の新聞記事から原発をめぐる動向について陳述しました。高浜１、

２号機と美浜３号機の再稼働に向けた動きや、福島県双葉町に開館した「東日本大震災・原子力災害伝承館」が、館内で活動する語り部が話す内容について、東電や国を批判しないよう求めていると伝えられた記事。そしてもちろん、12 月 4 日に大阪地裁が、大飯原発３、４号機について、基準地震動の審査に看過し難い過誤・欠落があるとして設置変更許可を取り消した判決についても取り上げ、規制委も裁判所もこの判決を強くかつ重く受け止めるべきと訴えました。この大阪地裁判決については次回、詳しく主張する予定とのことです。

《報告集会》

報告集会では、藤川弁護団事務局長より、以前から準備していた主張の絞り込みについて、今回、書面を提出したと報告がありました。維持する主張は、地震、火山、老朽化、加振試験と減衰定数、使用済み核燃料と最終処分で、それ以外は撤回ということになります。主張を絞り込むことにより早期の終結と裁判官にしっかり判断していただくことを目指します。しかし、国は未だ火山については全く書面を出していないそうで、更なる長期化が心配されています。

原子炉容器の監視試験片の原データについての文書提出命令は、今回の原告からの補充も踏まえて、次回、国が中性子照射脆化についてまとめて主張を出すそうなので、裁判所の判断は次々回になる見込みとのことでした。市民の会としても、この問題の重要性を広めて、裁判所が命令を出してくださるよう盛り上げていきたいと思います。

中野弁護士から、他の原発裁判の判決の予定も紹介されました。3 月 18 日に２つの裁判の判決が出るそうで、一つは当訴訟と同じく老朽原発である東海第二原発運転差止訴訟の水戸地裁判決、もう一つは伊方原発３号機の運転差し止めを認めた広島高裁の仮処分決定に対して四国電力が申し立てた異議審の決定とのことです。注目しましょう！

＜次回以降の期日＞
いずれも名古屋地方裁判所（２号法廷予定）
2021 年 5 月 10 日（月）
11：00～ 高浜 1.2 号機 第 18 回口頭弁論
14：30～ 美浜３号機　 第 16 回口頭弁論
2021 年 8 月 4 日（水）
11：00～ 高浜 1.2 号機 第 19 回口頭弁論
14：30～ 美浜３号機　 第 17 回口頭弁論

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】1 月 27 日　手ごたえあり！
高浜３・４号機
原発バックフィット・停止義務づけ訴訟

――――――――――――――――――――――――――――■

高浜原発では、降灰の最大層厚の想定は 10 ㎝で許認可されていました。のちの「新知見」（実際は 40 年廃炉訴訟でも指摘してきた過去の文献の見逃し）により２倍以上の過小評価だったことが明らかとなり、規制委はバックフィット命令をだしましたが、原発の使用停止は命じませんでした。

昨年 10 月、国を被告として、必要な安全審査が完了するまでの間、関電に対しての「原発使用停止命令」義務付けを求めて名古屋地裁に提訴。一回目の期日を迎えました。

最初の意見陳述は、高浜原発から４㎞のところに住む原告の東山幸弘さん。「豪雪地帯ではない若狭でも一帯の家屋の柱は頑丈。しかし１m超の積雪でミシミシと音をたてる。水を含んだ 10 ㎝の灰は、1m積雪と同じ重さ。20 ㎝の降灰ではほとんどの家が倒壊するのでは。」と現地の実状を明らかにし、「噴火が地震・津波と同じく予知できない以上、国は最善の措置を取るべき」と訴えました。

次に青木秀樹弁護団長による訴状の要旨陳述で、

「火山噴火規模が「新知見」の２分の１以下でなされた基準適合性判断が誤りであることに争いがない。違法状態。」とし、「新知見を既設原発に適用する法的規制が無かったことが福島事故を引き起こし」、事故を踏まえた国会事故調等の指摘を受けてバックフィットが導入された経緯を説明しました。そして「安全に直結する自然現象の大幅な過小評価が認められる原発の使用停止を命じないのは事故を全く反省せず法の趣旨を踏まえていない」と断じました。

最後に、中野宏典弁護士が違法性判断の具体的基準について①規制委の根拠（大山は活火山でないとしていること、降雪１ｍを余裕分と捉えていること）に理由が無いこと②考慮すべきでないことを考慮していること（秘密会議によってバックフィット命令を避ける事実上の決定をしたのは原発訴訟の敗訴リスク軽減と事業者の経済的損失回避のためだったこと）③使用停止のための基準が存在しないこと④対応完了までの期限が設けられていないことを主張しました。

裁判官が頷きながら、時々マーカーで印をつけて聞いていたのが印象的でした。「手ごたえあり」とは中野弁護士の言葉。

次回は、国際的基準に照らしても違法であることを立証する専門家の意見書とそれを踏まえた準備書面を提出予定とのこと。

次回【5/19（水）14：30～】も乞うご期待。

（文責：原告・草地）

＜連絡先＆お問い合わせ＞
弁護団事務局：小島寛司（事務局長）
弁護士法人 名古屋Ｅ＆Ｊ法律事務所
名古屋市中村区椿町 15 番 19 号
学校法人秋田学園名駅ビル２階
TEL:052–459–1750

□――――――――――――――――――――――――――――

【参加を】2／23 第５回市民の会＜総会＞
ZOOM 併用

――――――――――――――――――――――――――――■

2021 年２月１３日（火・休）
14：00～15：30（開場 13 時半）
名古屋市教育館　３Ｆ（第４・５研修室）
〔参加費無料〕

《内容》
〇裁判報告（藤川誠二弁護団事務局長）
〇活動報告、会計報告、監査報告
〇活動計画と予算案
〇北村栄弁護団長から
＊新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な方は ZOOM でのご参加をお願いいたします。
（ZOOM ご参加方法は総会案内記載）
＊会場での参加を希望される方は、事前に人数を把握したいので、事前に事務局までご連絡をお願いいたします。
＊新型コロナウイルス感染症流行の状況によっては、会場の定員がさらに制限されたり、会場が使用できなくなる場合もありますが、ご了承ください。
＊会場が使用できなくなった場合は ZOOM のみで実施します。

□――――――――――――――――――――――――――――

関電中間貯蔵施設建設地提示 2023 年末まで先送り
杉本知事「２月県議会で再稼働の議論を求める」

――――――――――――――――――――――――――――■

2/12、関電森本社長は福井県の杉本知事と面談し、「2020 年ごろとしていた計画地点の確定につきましては、2023 年末を最終の期限として取り組んでまいりたいと考えております。2023 年末の期限までに計画地点を確定できない場合には、その後、確定できるまでの間、美浜３号機、高浜１、２号機の運転は実施しないという不退転の覚悟で臨みたいと考えております。」と伝えたそうです。

計画地点確定まで、老朽原発は動かさないとするのが不退転の覚悟というものなのでは！？

面談には梶山弘志経産相もオンラインで参加。梶山氏は 40 年超運転に理解を求め、また、40 年超運転が終わった後の地域社会のあり方を立地地域と一緒に検討していくとして新産業創出などを最大限支援すると説明したそうです。

杉本知事は関電の表明を評価し、２月議会で再稼働の議論を求めると述べたそうですが、そんなあっさりと理解を示してしまうなんて！

また、美浜町の戸嶋秀樹町長も 2/12 に梶山経産相とオンラインで面談し、「前向きな回答をいただいた」と美浜３号機の再稼働に同意する姿勢を示し、週明けにも正式に表明すると伝えられました。

↓かつては 2010 年操業開始と言っていたのに！

福井県 原子力安全対策課 1999.4.30

美浜発電所３号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更計画に係る了解について（１１－１５）

http://www.atom.pref.fukui.jp/press/h11/m04/199904301100.html

＜抜粋＞

事業者の取組み

2010 年までに確実に使用済燃料中間貯蔵施設を操業開始できるよう、2000 年度末頃には計画地点を確定し、2001 年頃に事業主体を設立し、2006 年頃から建設を開始する計画である。

□――――――――――――――――――――――――

【報告】2／1 福島原発事故　愛知・岐阜避難者訴訟
国と東電に賠償責任求める控訴審始まる！

――――――――――――――――――――――――■

２月１日名古屋高裁（倉田慎也裁判長）にて１審判決の国に責任はないという事に不服として原告 41 世帯 126 名が控訴した控訴審が、いよいよ始まりました。

コロナ禍で弁護士、原告、記者以外傍聴席 28 名と限定された中で果たして傍聴者が埋まるか心配の中 58 名を超え支援者が集まりました。

裁判では、原告の２名と弁護団及び仙台の生業訴訟弁護団の事務局長であり当裁判の弁護団の一人でもある馬奈木厳太郎弁護士が、意見陳述し「住民の身体や安全を守るために国が必要な規制を怠った。」「奪われた人生を取り戻せるよう、被害に見合った賠償を」、安全神話をうたい続けてきた国の責任と電力会社の利益優先から生じたもので、その責任は国と東電にあると訴えました。

また、傍聴席に入れなかった皆さんに待機企画として、KKR ホテルで岡村弁護士が模擬裁判法廷として裁判の陳述内容や原告との関りなどが報告されました。

裁判終了後の報告会では、会場に蜜を避けロビーなどを使い Wi-Fi を使用しての You-Tube 対応で分散して行い、原告一人一人の紹介と思いが語られ、弁護団（宮田団長、田巻事務局長他６名）が、紹介され各々裁判に関る背景や指針などを述べられました。

大切なことは、この裁判は（裁判・控訴は１つですが）原告団、弁護団が２つにわかれても、被害者として連帯しながら、進める事を力強く約束されました。

また報告会は、同時間に１審からの弁護団（原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜）による報告集会も弁護士会館で行われ、今後の主張立証等について（2002 年の国の地震調査研究推進本部の長期評価に信用性があると主張していくことなど）説明がありました。

次回第２回口頭弁論は３月 17 日 名古屋高裁第１法廷　9:50 分集合 10:50 開廷（報告会会場　未定）

１審弁護団と原告、国の陳述有り　←　注目！！

第３回　４月 13 日　11:00 名古屋高裁第１号法廷

第４回　７月 ６日　11:00 名古屋高裁第１号法廷

皆様の温かいご支援にて裁判を必ず勝利にする為にも、ご参集の程宜しくお願い致します。

（以上文責：武藤・支援者）

＜お問い合わせ先＞

原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜

福島原発事故損害賠償愛知弁護団

TEL：052-414-7338

だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜

【E-Mail】damatchaoren@gmail.com

【FB】https://www.facebook.com/damatchaoren/

【Twitter】https://twitter.com/damatchaoren

□――――――――――――――――――――――――

【福井県の動き】2/9　県民説明会で原子力規制庁が基準地震動、老朽原発の説明

――――――――――――――――――――――――■

大飯 3・4 号機の設置許可の審査に過誤欠落があるとした大阪地裁判決を受けて、福井県は「判決は県民に懸念や不安をもたらした」として、規制庁に県民への説明を求めました。その県民説明会が２月９日夜、福井市内で開かれました。（15 日頃まで YouTube で録画をご覧になれます。）

テーマは裁判の争点となった「基準地震動の策定」と老朽原発「美浜３号機及び高浜１・２号機の審査

結果」でしたが、参加者からは裁判で指摘された基準地震動の計算方法に関する質問が相次ぎました。この問題は大飯に限らずすべての原発に関係します。

基準地震動の審査では、地震審査ガイドが求めている経験式の有する「ばらつき」の考慮がされていません。しかし国は、地震調査研究推進本部の強震動予測レシピの手順に従って計算してるので問題ない、また、入倉・三宅式で地震モーメントを計算する際、その元となった観測データのばらつきを上乗せしていないが、このような方法は科学的根拠を承知していないと開き直っています。そして、震源特性パラメータの設定では、震源断層形状（長さや幅）でも不確かさを反映しているので、総合的に十分保守的に設定していると強調しました。

しかし、参加者からの質問で、震源断層面積等の設定とガイドの経験式を用いた地震規模の設定の不確かさ（ばらつき）というのは区別されているが、前者の不確かさで後者の不確かさを代えることができるのかという問いには明確には答えられず、話をすり替えていました。

原発立地地域の参加者からは、嶺北だけでなく嶺南でも説明会を開いてほしいという声が上がっていましたが、前向きな言葉もなく終了しました。

一方、老朽３原発の再稼動については、中間貯蔵施設の問題で止まっていた福井県での議論が今月中に始まります。この説明会の開催日程はその段取りの一つとして行われたのかもしれません。

□━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【toold40 弁護士インタビュー】

甫守（ほもり）一樹弁護士

ダンサーか弁護士か・・裏方か主役か・・

ミステリアス弁護士

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━■

ディズニーランドのダンサーがなぜ、原発専門の切れ者・弁護士になったのか。甫守一樹弁護士と会った人は、みな思うだろう。ミステリアス弁護士だ。

「甫守」という珍しい姓は、現在の福岡県糸島市の一部地域のものだと彼のプロフィールにある。両親は生粋の福岡人で、彼も「福岡県出身」とあるが、最近まで福岡に住んでいなかったという。この最初のミステリーは、意外に簡単に解けた。父親が転勤族だったから。

一橋大学社会学部に在学中にダンスを始め、卒業後、ダンス歴５年ほどで、甫守はなんとディズニーランドのダンサーになった。ダンサーにとっては相当に狭き門で、みんなの憧れのディズニー。現在の甫守のイメージとはまったく違う！

甫守が言うには、ダンサー契約が切れた 27 歳のとき「弁護士にでもなろう」と思い、妻の出身地である宮城県仙台市の法科大学院に入学した。仙台市で弁護士登録し、仙台市民オンブズマンを立ち上げた小野寺信一弁護士の事務所に入所したのが、2011 年だった。甫守は、東日本大震災を被災したのだ。

原発差止裁判は全国各地で起こっているが、福島原発事故以前は、各々の弁護団は資料や知見をあまり交換してこなかった。311 をきっかけに弁護団同士助け合おうと 2011 年７月に、「脱原発弁護団全国連絡会」が結成された。小野寺弁護士がこれに加わったこともあり、甫守も参加した。そして、共同代表の河合弘之弁護士が、原発専従の弁護士を募った際に、甫守は応じた。電力会社や規制庁と対峙するには、難しい専門的な知識が必要で、普通に弁護士業務をやりながら片手間ではできないと思ったからだ。

甫守が原発専従として最初に手掛けたのは、川内１、２号機の差し止め仮処分の抗告審だった。2015 年４月に、鹿児島地裁は仮処分を却下していた。その前週に、福井地裁で樋口英明裁判長（当時）が高浜 3、4 号機を止める仮処分決定をしていたので、司法判断が分かれた形だ。1 年後である。2016 年３月、またもや、高浜 3, 4 号機を今度は大津地裁が運転差止めの仮処分決定をした。川内１、２号機も今度こそ止められるか？！期待に反して、福岡高裁宮崎支部の西川知一郎裁判長（当時）は抗告を棄却した。残念ながら、西川裁判長が行った「規制委が自

然災害の規模を合理的に予測できる」との判断は、電力会社側に有利な流れを作ってしまったと、甫守は感じる。

多数勃発した伊方 3 号機の仮処分申し立ては、甫守が中心的に関わった。2017 年 3 月に広島地裁、7 月に松山地裁、2018 年 9 月に大分地裁で却下された。しかし、2019 年 3 月の山口地裁岩国支部の却下を覆し、2020 年 1 月広島高裁は運転を差し止める決定を出した。

原発訴訟は専門的な知識が必要だから、原発専従の弁護士が必要である。しかし、甫守は、自分が出過ぎてはいけないと思う。地元の住民・弁護士が前面に出るべきだ。40 年廃炉訴訟は、名古屋の弁護士が頑張っているので期待している。

甫守はすでに専従を辞めている。両親の故郷の福岡に戻った。しかし、原発がなくなるまで甫守の「残務処理」はしばらく続きそうだ。

□――――――――――――――――――――――――――――

東電柏崎刈羽原発中央制御室不正入室
＆規制庁情報隠蔽事件！

――――――――――――――――――――――――――――■

東電柏崎刈羽原発の中央制御室に社員が他人の ID カードで入室した事件は、今年になって報じられましたが、事件があったのは昨年 9 月 20 日で、東電が規制庁に報告したのは翌 9 月 21 日。しかし、規制庁から規制委員会・更田委員長に報告が上がったのは今年の 1 月 19 日、5 人の委員全員が集まる場で伝えられたのは 1 月 26 日とのことです。

深刻なのは、昨年 9 月 23 日に規制委が柏崎刈羽原発 7 号機の再稼働の審査で、保安規定に東電が盛り込んだ安全に対する基本姿勢について、東電に適格性があると認め、その後 10 月 30 日に保安規定が認可され、7 号機の審査が終了したという経過です。

規制庁の情報隠蔽は審査を考慮したと疑わざるを得ませんが、規制庁は、運転資格のある社員で 1 回だけのこと、軽微な事案として四半期ごとの定期報告で伝えればよいと判断した、審査に配慮したということはないとしています。

認証エラーが何度も出たのに警備員は通過させ、しかも ID カードの識別情報の登録し直しもさせていたという恐るべき事態であるのに、この重要性を認識できないということは、審査への配慮で報告を先送りにしたのではないとしても、いずれにしても原子力規制当局としての適格性が疑われます。

更田委員長は、東電の適格性について判断したのは保安規定であり、今回の問題は核物質防護規定の問題であるから、審査のやり直しはしないとしていますが、地元の柏崎市・桜井雅浩市長は、東電の適格性を再判断すべきだと規制委に求めています。

デンジャラスくん No.15 ID カード

□――――――――――――――――――――――――

【現地へ】3／20「関電よ 老朽原発うごかすな！
高浜全国集会」

――――――――――――――――――――――――■

【日時】3 月 20 日（土・休）14：00～15：00 すぎ
【場所】高浜町文化会館（集会）
（JR 小浜線 若狭高浜駅より徒歩 10 分）
集会後町内デモ　16：30 解散
《前段集会》　高浜原発への抗議行動
11：45　北ゲートの 300m 先にある「音海展望台」集合　→デモで北ゲートに向かい、ゲート前で抗議行動
【主催】老朽原発うごかすな！実行委員会
（木原 090-1965-7102）

□――――――――――――――――――――――――

【お願い】会費納入をお願いします

――――――――――――――――――――――――■

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2021 年度も引き続きご支援をお願いします。会費は 2,000 円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がございます。（納入済みは「入」、未納の場合は「未」となっております。）
2020 年度が未納の方は、こちらも併せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

会費・カンパのお振込み先
【ゆうちょ銀行】
口座番号：００８１０-０-１５３７４８
口座名義　：40 年廃炉訴訟市民の会
（ ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）
【他銀行から】
金融機関コード：９９００（ゆうちょ銀行）
店番号：０８９
当座預金
店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）
口座番号：０１５３７４８
※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

□――――――――――――――――――――――――

【福島事故から１０年】各地の脱原発イベント

――――――――――――――――――――――――■

《名古屋》3.１１ 原発ゼロ NAGOYA ACTION
福島を忘れない/ 避難者を支援しよう/ 汚染水を流さないで
【日時】3 月 11 日（木曜）　※雨天決行
【展示・パフォーマンス】 18:00
【集会開始】 19:00
【デモ出発】 黙とうの後、19:30
【集合場所】 栄 久屋大通公園内「久屋広場」
【主催】 原発ゼロ NAGOYA ACTION
【デモコース】久屋大通 → 広小路通 → 大津通 → 若宮大通 → 久屋大通 → 久屋広場
※マスクは必ず着用して事前の検温とアルコール消毒等の新型コロナ感染防止対策へのご協力をお願いいたします
【お問い合わせ】TEAM 原発いらんがね NAGOYA
genpatu.irangane@gmail.com

《岐阜》第３１回さよなら原発パレード in ぎふ
～フクシマ原発事故は10年たっても終わってない～
【日時】 3月7日（日）
【集会】10：30～　@清水緑地公園（JR 岐阜駅南）
【デモ】11：00～　清水緑地公園 → 十六銀行本店前 → 旧ドンキホーテ前 → からくり時計広場（流れ解散）
【主催】さよなら原発・ぎふ（伊藤：090-8952-0013）
＊新型コロナウィルス感染予防のため、必ずマスク着用、ソーシャルディスタンスを！体温を測った上でのご参加を！体調不安のある方は参加見合わせを！
《冊子「さよなら原発・ぎふの 10 年」、2 月 25 日完成。編集・発行 さよなら原発・ぎふ。
オールカラー、本文 20 頁 頒価 300 円。
お問合せは 090-8952-0013 伊藤まで》

【デンジャラスくん通信　発行責任】
★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL：080-9495-9414
E-mail：toold40citizens@gmail.com
HP：http://tool-40-takahama.com/people/
FB、Instagram、Twitter などは HP からどうぞ

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会